

若松町幸自治会館利用規程(プレオープン時)

第1条(目的)

この規程は、若松町幸自治会(以下「自治会」という。)が設置する自治会館(茅ヶ崎市若松町17番29号)の運営を円滑に行うことおよび自治会館を利用するために必要な事項について定めることを目的とする。

第2条(運営委員会)

自治会館の管理および運営は運営委員会にて対応をすることとし、利用者は運営委員会の指示に従う必要がある。

第3条(利用者および利用登録)

- 1.自治会館を利用出来る個人または団体は、次の各号に定めるもので運営委員会が承諾したものに限る。
 - 1)自治会員個人、ただし利用時は参加者の1/3以上が自治会員であること
 - 2)自治会員が1/3以上で構成される団体
 - 3)自治会関連団体
- 2.自治会館を利用するにあたり、この利用規程に同意し、別に定める「若松町幸自治会館団体利用登録申込書」を提出し、運営委員会から「若松町幸自治会館団体利用登録承諾書」を受領する必要がある。ただし、自治会役員・自治会の部会員もしくは自治会が企画する会に限り利用登録を不要とする。

第4条(利用申込)

利用者が自治会館の利用を希望する場合、別に定める「若松町幸自治会館利用申込書」(以下「申込書」という)を運営委員会へ提出することとする。なお、申込書の提出方法等は次の各号のとおりとする。

- 1)申込書提出方法 次の中からいずれかから申込むこととする。
 - ①自治会ホームページの受付フォームから
 - ②運営委員会窓口(若松郵便局)へ提出(申込書は自治会館玄関先に備付け)
- 2)空き状況の照会 自治会ホームページを参照
- 3)申込受付可能日 利用希望日の1か月前から利用希望日の5日前

第5条(禁止事項)

自治会館においての禁止事項は次の各号のとおりとする。ただし、運営委員会が認めた場合はこの限りではない。

- 1)営利目的・政治活動目的もしくは宗教活動での利用
- 2)火気の使用
- 3)飲酒もしくは喫煙
- 4)楽器・歌唱もしくは大音量での活動利用
- 5)その他近隣に迷惑がおよぶ恐れがある利用

第6条（貸出不可日・時間帯）

自治会館の貸出不可日は次の各号のとおりとする。

- 1) 自治会活動として使用する日または時間帯
- 2) 毎月最終日のメンテナンスデー
- 3) 12月29日～1月3日
- 4) その他運営委員会が定めた日時

第7条（貸出利用時間帯）

自治会館の貸出利用時間は原則として次の各号に定める時間帯とする。ただし、運営委員会が認めた場合はこの限りではない。

- 1) 09：30から12：00（午前帯）
- 2) 13：00から15：00（午後帯）
- 3) 16：00から18：00（夕方帯）

第8条（利用件数の制限）

利用者が利用できる件数は、週に1件とする。ただし、運営委員会が認めた場合はこの限りではない。

第9条（利用料）

自治会館の利用料については、若松町幸自治会館管理規程もしくは申込書に記載された金額とする。ただし、次の各号いずれかに該当する場合は無料とする。

- 1) 自治会役員のみが使用する場合
- 2) 自治会の部会で使用する場合
- 3) 自治会関連団体で使用する場合
- 4) 自治会もしくは自治会関連団体が主催する会議・イベント等の場合
- 5) 運営委員会が定め、自治会役員会で承認した期間内での使用の場合

第10条（利用者の責務）

利用者は自治会館を利用するにあたり、次の各号に定める事項を遵守することとする。

- 1) 利用責任者を定め、必要事項を申込書に記載し提出すること
- 2) 運営委員会から承認された利用時間帯を守ること
- 3) 別に定める「利用申込承認のお知らせ」を確認し利用をすること
- 4) 利用後に別に定める「若松町幸自治会館利用後チェックシート」を提出すること
また自治会への連絡が必要な場合は速やかに連絡すること
- 5) その他、運営委員会の指示に従うこと

第11条（利用の承認・非承認）

運営委員会は利用者に対し、利用の承認を通知するとともに自治会館のキーボックスの開錠暗証番号を開示する。ただし次の各号のいずれかに該当する場合、運営委員会は利用を承認しないことが出来る。

- 1) その利用が第2条に定める定義または公序良俗に反するとき
- 2) 騒音やその他近隣に迷惑をかける恐れがあるとき
- 3) その利用が営利目的・政治活動目的もしくは宗教活動目的である恐れがあるとき

4) 反社会的勢力による使用の恐れがあるとき

5) その他管理上支障の恐れがあるとき

第12条（利用取消・中止）

- 1.利用者は利用取消を行おうとする場合、利用希望日の3日前までに運営委員会へ申し出ることとする。
- 2.運営委員会は災害の発生等自治会館の利用に影響する事象が発生した場合、利用者に可能な限り通知をした上で利用者の同意を得ずに利用の承認を取消することが出来る。
- 3.利用申込時間帯に大雨・暴風・暴風雪・大雪警報もしくは特別警報が発令されている場合の使用は控えることとする。なお、この場合、第1項に定める取消期限後のキャンセルであっても、第13条の措置は適用しない。
- 4.利用中に大雨・暴風・暴風雪・大雪警報もしくは特別警報が発令された場合、または災害等による避難指示等があった場合は、利用者自身の安全を確認したのち、速やかに退出すること。ただし、すでに災害が発生している又は切迫している状況であり安全な場所への避難が困難など、自治会館に留まった方が安全と思慮される場合、この限りではない。

第13条（利用規程違反等に対する防御措置）

運営委員会は、利用者がこの規程および利用申込書で同意した内容に違反したことが明らかなる場合または違反したと疑うに足る相当な理由がある場合、もしくは考慮すべき理由もなく度重なる取消期限後のキャンセルや無断キャンセルを行った場合、利用の承認の取消と以降の利用の禁止等必要な措置を行うことが出来る。

第14条（免責事項）

- 1.自治会は、利用者が自治会館を利用したことにより発生した利用者の損害および利用者が第三者に与えた損害について一切の責任を負わない。ただし、明らかに自治会館内の不備による場合はその限りではない。
- 2.自治会は、利用の承認の取消等により発生した利用者の損害について一切の責任を負わない。

第15条（個人情報保護）

運営委員会は利用登録および利用申込に際して利用者から取得した個人情報について、法令の要請に基づくものを除き、自治会館の利用に関する目的外での利用および第三者への提供は行わない。

第16条（専属的合意管轄裁判所）

自治会館の利用またはこの規程に関して利用者と自治会の間に生ずるすべての紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第17条（利用規程の変更）

- 1.自治会は、必要があると認めるときは、利用者への事前の通知を行うことなく、自治会役員会の承認を得て、この規程を改廃することができる。
- 2.運営委員会は、改廃した規程を速やかに自治会ホームページへ掲載することとする。

3.利用者は、利用の都度、この規程を確認することとし、この規程の変更後に利用した場合、変更後の規程に同意したものとみなす。

第18条（その他協議事項等）

この規程に定められていない事項およびこの規程に関して疑義が生じたときは、運営委員会で協議し、自治会役員会の承認を得て決定する。

附則

この規程は2025年1月1日から施行する。